



# 電子商取引とネットオークション詐欺

Q

①ネットオークションで液晶テレビを見事落札しました。代金を振り込んだ後、一ヶ月も経過しているのに商品が届きません。最近、不安になつきました。どうすればよいのでしょうか。

②私は地方で雑貨店を営んでいます。友人の勧めでインターネット・ショップを開いたのですが、売上は順調に伸びております。しかし、最近、商品を発送しても代金を振り込んでくれない人や、商品が破損したという人に代金を返還したところ、商品を返してくれない人など、トラブルも増えております。どのように対処すればよいのでしょうか。

次世代電子商取引推進協議会の「電子商取引に関する実態・市場規模調査結果(平成十六年度)」によると、「B to BEC」市場規模は一〇二兆六九九〇億円で前年より

〈資料〉次点詐欺における偽メール

この度は、弊社オークションに参加して頂き、誠にありがとうございます。  
・・・中略・・・  
落札された商品は第一順位の落札者が権利を放棄されたため、貴方様に落札の権利があります。  
〇月〇日までに下記の口座に入金頂ければ、商品は即日、貴方様の元へ発送致します。  
・・・中略・・・

経済産業省(ECOM) 次世代電子商取引推進協議会の「電子商取引に関する実態・市場規模調査結果(平成十六年度)」によると、「B to BEC」市場規

三三%増加しています。また、「B to C」市場規模は、五兆六四三〇億円で前年より二八%増加しています。さらに、「C to C-BEC」(ネットオークション)における流通総額は、七八四〇億円にも達しています。一方、警察庁が調査発表した昨年度のサイバー犯罪検挙件数は三一六一件で前年より約五〇%も増加しています。中でもネットオークション詐欺が一〇八件と最も多くなっています。

インターネットを利用して商品の販売や副業で成功を収めている人がいる反面、大きな被害に遭遇してしまった人も多数存在します。ネットオークションは自動販売機ではありません。利用する際は犯罪の実体を把握し、基本的な対策をしっかりと学習し、適正な商取引を心がけましょう。

## ■ ネットオークション詐欺事例

### ① 出展者の詐欺

犯罪者が出展者になりすまして購入者に商品を落札させ、犯罪者の口座に入金させた手口です。巧妙なものになると、正規の出展者がネットショッピングを休んでいる間に、ID、パスワードを盗み取り、出展者を装っているケーブルもあります。最近のネットオークションサイトでは、出展者の評価等が確認できる仕組みになっていますが、こ

### ④ 欠陥品詐欺

購入した商品が本来の機能を果たさないような大きな欠陥がある場合や、修理すれば利用できるような軽微な欠陥があることを知つて販売するケースです。前者であれば他の物と交換することを請求し、また、契約の解除を行なうことができます。後者であれば修理費用の損害賠償請求ができます。

### ③ 偽ブランド品詐欺

偽ブランド品を本物と装つて販売するケースは詐欺に該当します。なお、ブランド品の類似商品、または偽ブランド品であることを表示して販売するケースは商標法違反となります。この場合、出展者はかりでなく、購入した人も違法な行為となります。

### ⑤ 次点詐欺

購入した商品が本物の機能を果たさないような大きな欠陥がある場合や、修理すれば利用できるような軽微な欠陥があることを知つて販売するケースです。前者であれば他の物と交換することを請求し、また、契約の解除を行なうことができます。後者であれば修理費用の損害賠償請求ができます。

A

経済産業省(ECOM) 次世代電子商取引推進協議会の「電子商取引に関する実態・市場規模調査結果(平成十六年度)」によると、「B to BEC」市場規

すことができませんので、これを悪用して詐欺が行われます。

③ クレーム詐欺  
購入(落札)者が商品を購入(落札)した後、「商品に欠陥がある」などとクレームをつけ、出展者に売買代金を返還させた後、商品を返品しない手口です。また、商品が本物のブランド品であるのに「偽ブランド品である」旨のクレームをつけ、返品する際に偽ブランド品を送付するケースもあります。

## 2 ネットオークション対策

### ① 予防策

① オークションを運営しているサイトをチェック

### ② 内容証明郵便

行政書士に作成を依頼するか、自分で作成して相手に商品の発送を要求、

③ 配達証明郵便  
配達証明郵便では、相手が受け取れ

ば「郵便物配達証明書」を送付されま

す。相手と連絡がつかない場合、架空の人物名を記述しているか否かがわかれます。

④ 被害報告  
詐欺にあつた事実が判明したら、すぐ

に、オークションサイト、警察に被

害を受け出ます。なお、ネットオーク

ション詐欺の被害者は、犯人を捕まえ

ても代金を回収するためには民事訴訟

手続きによることになります。少額訴訟制度がありますが、解決には相当のストレスが伴います。

補償制度の充実やエスクローサービ

スの整備などが今後の課題といえます。

② 少額入金詐欺  
購入(落札)者が購入(落札)価格よりも少ない金額を振り込み、「代金を支払った」と支払い金額を偽るケースです。特に、出展者が支払い方法で現金書留を認める場合は、入金額を確認

③ 取引の経過を記録しておくこと

の手口ではそれも対策にはなりません。

### ② 空出品詐欺

商品がないのに在庫を持っているか

のようになって入金させる手口です。なお、

購入者や落札者に連絡をしないケース

(逃げ切り型)と、「来週入荷するので、

〇月〇日に商品を発送する」などと繰り返すケース(言い訛型)の二とおりがあります。